

市内プール開放のお知らせ プールで遊ぼう！楽しもう！

園生涯学習課(南有馬庁舎) ☎73-6703

市民の体力増進・泳力向上、夏休みの地域および親子のコミュニケーションの場として市内のプールを開放します。

※天候などによる、臨時中止の場合は、市HPでお知らせします。



施設名	開放期間	利用料金(1回)	休館日	お問い合わせ
加津佐B&G海洋センタープール	6月15日(休)~9月14日(休) 10:00~12:00/13:00~17:00 ※7月1日~8月31日の期間中は、夜間(18:30~21:30)も開放します。ただし、木曜日の夜間開放はありません。	大人…100円 中学生以下…無料	月曜日 祝日の翌日	加津佐B&G海洋センター ☎87-5018
口之津プール	6月15日(休)~9月14日(休) 10:00~17:00 ※7月21日~8月31日の期間中は、夜間(18:00~21:00)も開放します。	大人…100円 3歳以上中学生以下…50円	月曜日	口之津公民館 ☎73-6776
南有馬運動公園プール	6月15日(休)~9月14日(休) 10:00~20:00	大人…100円 3歳以上中学生以下…50円	月曜日	原城オアシスセンター ☎73-6766
有馬小学校プール	7月21日(金)~8月31日(休) 10:00~12:00/13:00~16:30	大人…100円 中学生以下…無料	月曜日 8/12(土)~16(休)	北有馬ピロティー文化センター ☎73-6754
西有家中学校プール	7月21日(金)~8月31日(休) 10:00~17:00	大人…100円 中学生以下…無料	月曜日	西有家総合学習センターカムス ☎73-6746
布津小学校プール	7月21日(金)~8月31日(休) 16:00~20:00	大人…100円 中学生以下…無料	月曜日 祝日の翌日 8/13(日)~15(休)	布津公民館 ☎73-6726

広報紙などに広告を掲載しませんか？

園総務秘書課(西有家庁舎) ☎73-6621

広報紙や市ホームページ、公用車に掲載する有料広告を募集しています。会社や商品PR、イベント告知など、1カ月からでも掲載できますので、ぜひご検討ください。

広告の種類によって申込期限などが異なりますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。



市HP



公用車広告例

●募集広告

広告の種類	広告料(月額)	広告媒体情報
広報みなみしまばら	10,000円	毎月16,700部 (令和5年度発行部数)
ホームページバナー広告	5,000円	110,000件 (令和4年度月平均トップページアクセス件数)
公用車広告	1,000円~	1,000~3,000km (月平均走行距離)

行政相談所を開設しています

園総務秘書課(西有家庁舎) ☎73-6621



国や独立行政法人、特殊法人などの業務(年金、医療保険、労働災害、登記、道路、その他の行政業務)について、ご意見やご要望はありませんか？

行政相談は、相談者と役所などの間に立って、担当行政機関とは異なる立場からその解決や実現の促進を図り、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。

下記のとおり、行政相談所を開設しています。

相談は無料で、秘密は固く守られます。



市HP

●行政相談委員による定例相談の開設日時・場所(申込不要)

[敬称略]

地区名	委員名	日にち	時間	会場
深江町	森山 博之	偶数月第3水曜日	午後1時~3時	深江ふれあいの家
布津町		奇数月第3水曜日		布津公民館
有家町	木村 優仁	第2木曜日	午後5時30分~7時	ありえコレジヨホール
西有家町	本多 博英	第3水曜日	午前10時~正午	西有家老人福祉センター
北有馬町	草野 康弘	奇数月第3水曜日	午前10時~正午	北有馬ピロティー文化センター日野江
南有馬町		偶数月第3水曜日		原城オアシスセンター
口之津町	原口 兼助	第3木曜日	午前10時~正午	口之津老人福祉センター
加津佐町	平木 清隆	第3水曜日	午後1時~3時	加津佐公民館

総務省行政相談センターでは、☎0570-090110での電話相談も受け付けています。

※相談日は変更になる場合がありますので、市ホームページで確認またはお問い合わせください。

ご存じですか？「特別障害者手当」のこと

園福祉課(南有馬庁舎) ☎73-6651

【特別障害者手当】

20歳以上で、身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の人に支給されます。

●支給制限

次のいずれかに該当するときは支給されません。

- ・社会福祉施設に入所しているとき。
- ・病院などに継続して3カ月を超えて入院するとき。
- ・所得制限を超えているとき。

【障害児福祉手当】

20歳未満で、身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の人に支給されます。

●支給制限

次のいずれかに該当するときは支給されません。

- ・障がいを支給理由とする公的年金など(特別児童扶養手当を除く)を受給しているとき。
- ・社会福祉施設に入所しているとき。
- ・所得制限を超えているとき。

※支給額、支給の制限など詳細については、お問い合わせください。